

始



西 師 意 著

二十年前の回顧

日英同盟の効力

注意

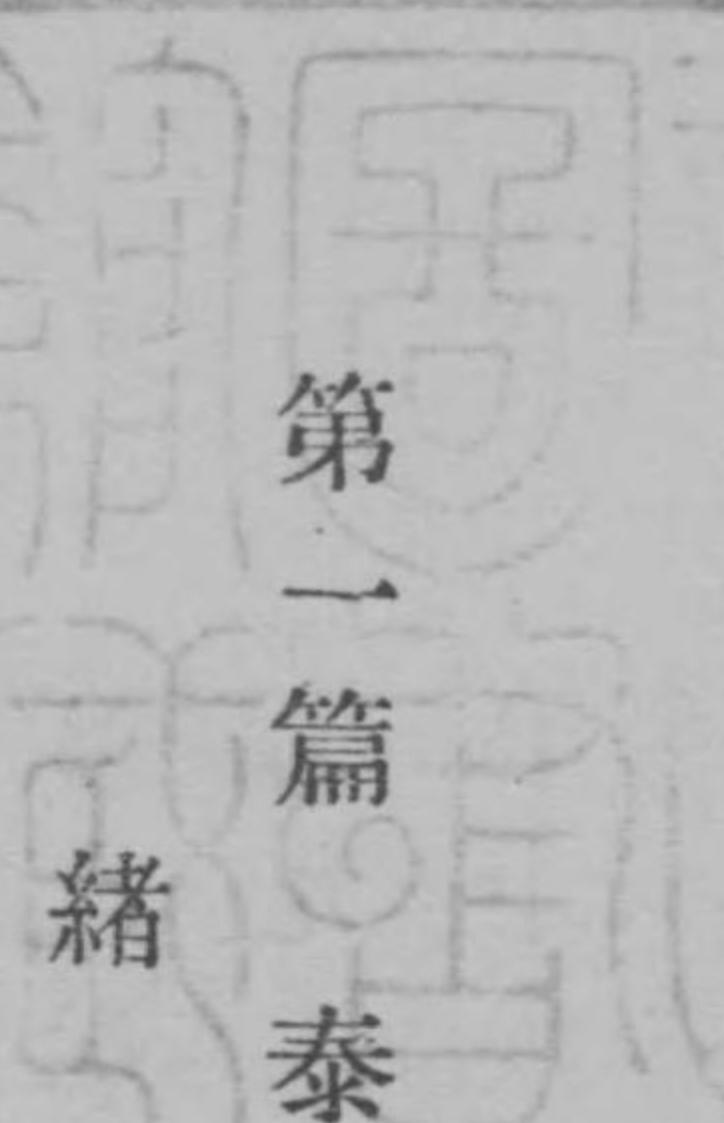
附錄には華盛頓會議に關する
最近の形勢を論したる小品あり

二十年前回顧

日英同盟の効力

目次

第一篇 泰東の休戚



緒

言

泰東之休戚

- 第一章 日英聯盟
- 第二章 盟約何故
- 第三章 聯盟何義



寄贈本

第四章	英意在何	一〇頁
第五章	日本意在何	一一頁
第六章	美國何說	一二頁
第七章	各國如何	一三頁
第八章	俄人何計	一四頁
第九章	聯盟何効	一五頁
第十章	清當何爲	一六頁
第二篇	日英同盟の解	一八頁
第一章	日英同盟	一九頁
第二章	盟約何の故ぞ	二〇頁

第三章	同盟何の義ぞ	二六頁
第四章	英の意何くに在る	二八頁
第五章	日本の意何くに在る	三〇頁
第六章	米國何の説ぞ	三三頁
第七章	各國如何	三五頁
第八章	露人何の計ぞ	三六頁
第九章	同盟何の効ぞ	三八頁
第十章	清當に何をか爲すべき	四〇頁

附 錄

四

- | | |
|-------|-----|
| 其後の形勢 | 四七頁 |
| 三種の外交 | 五一頁 |
| 三大論點 | 五三頁 |
| 米の一隻眼 | 五五頁 |
| 米の大方針 | 五八頁 |
| 大なる疑問 | 六〇頁 |

二十年前の回顧

日英同盟の効力

金城 西 師 意 著

第一章 泰東之休戚 (漢文)

緒 言

此一篇は、明治三十五年二月中、金城子、北京に在りて、日英同盟條約の發表に逢ひ、一は清國當路の疑惑を釋き、一は清朝の傾覆を救はんが爲め、呵筆二日にして脱稿したるもの、當時、清廷第一の忠臣なる將軍馬玉昆の如き、此篇を一讀し、自ら其疑團の冰釋したるを喜び、特に人を介して、其歎を陳べ越さしめたることあり。爾來、清國の警

醒、未だ徹底せざる所ありしかば、遂に日露の大戦を突起し、續て清朝の傾覆を見るに至りたるは、尤も哀むべく、其間、同盟の綱は愈よ堅きを加へて、攻守同盟の性質を帶び來り、反動として米國と日本との交情に龜裂を生じたるの嫌あるは、遺憾なり。此同盟も、二十年間、東洋の平和に向つて、能く大なる寄與をなし、今は遂に廢棄の餘儀なきに至りしかば、過去を回顧し、舊著を翻讀して、窃に今昔の感に堪へざるものあり。此篇は、もと漢文を以て發行したるものなれど、讀者の便を圖り、茲に譯文をも附して再び印行することとなしぬ。敢て先見の明を誇るにあらず。單に時勢の轉變を吊するのみ。

備考 日英同盟の發表は、明治三十五年二月（陽曆）中旬、北京の日本公使館に於て、之を聞き、「泰東之休戚」なる小冊子は、支那木版に托して、其陰曆二月五日に發行せられたり。

泰東之休戚

日英聯盟解

金城子述

著者、說述此篇、自忘其爲日本人也、置身於清人之地以立說也。此篇、非以日人之心而述之、恰似清人之著矣。讀者、宜以此意觀之。

第一章 日英聯盟

西曆千九百二年一月三十日、日本駐英欽差大臣、與大不立頓國外務大臣、各奉勅旨、訂日本聯盟條約、迭畫押蓋印、二月十二日、兩國政府、經君主批准、各示之於議政院、以使各國周知其覽據、約文主旨曰、

日本國政府、及大不立頓國政府、專冀維持泰東現今情勢暨大局安全、而利害所繫、要使清韓二國保其主權暨疆域、且使各國商工收平等機會於該二國、因此訂盟約如下列。

第一款

聯盟兩國、互認清韓二國自主、凡迹涉侵佔之趨勢、不容稍存。英國利害、專懸於清國、日本、不第視利害於清國、其於韓國、無論商工與政務、利害所繫尤重。故遇有他國、意示侵佔形迹、或清韓二國中、生出變亂、以擾害上述之利益、則不得不求保衛所屬臣民之性命產業、以施防護措處、如此類干預、聯盟兩國、互認其當然。

第二款

儻日本、或英國、防護其利益之所要、致有戒嚴於某國、則彼此一國、守局外中立之義、且應力防其餘各國敵聯盟國以助戰。

第三款

儻有其餘一國、或數國、與于敵以助戰、則聯盟兩國、共同作戰、且互相妥商、期臻和平結局。

第四款

聯盟兩國、互相誓約、非彼此妥商、不得與他國別訂礙此盟旨之約。

第五款

儻日本、或英國、意以爲上述之利益、陷於危險、則兩國政府、應推誠悉詳、以互通報。

第六款

此盟約、經畫押蓋印、卽有履行之効、起于蓋印日、以五周年爲限、但非限滿以前十二箇月、彼此一國、告知廢約之意、則仍接續履行。嗣後、欲廢之、起于告知之日、仍一周年、而後失履行之効。儻屆期

滿、偶有交戰軍務、則此盟約、須履行如故、至和局完結而止。

第二章 盟約何故

凡妨大局靜寧者、莫危於人心慮戰、傷生民福利者、莫甚於世情泛動。拳匪之災、清國喪顏於宇內、極慘矣。今則神京雖粉飾昌平、水陸兵備、未足以禦外侮、安危存亡、偏懸于四五強國之意望。

世界耳目、不復知斯國之大、勇者唱瓜分、仁者說保全、甲是乙非、紛紛焉、囂囂焉。說保全者、不必懦、惟悟割取之非其所益爾。唱瓜分者、不必頑、惟思攝護之終無濟爾。

瓜分乎、保全乎、其運命、不易于定、而中外視聽、徒多其惑焉。亡乎、存乎、治乎、亂乎、凡言之者、與其聞之者、皆迷于暗霧中也。

昨夏、俄華密約、忽洩於外也、人或謂、是竟中土瓜分之端矣。各國多

禁息凝睇、觀望俄謀成敗如何。既而忠諫之士、有奏疏切論捐遼東之不可者、日英美三國、亦進而駁斥俄之訂約、使俄遂自撤其約稿。於是、瓜分之危機、幸得以緩其一時焉。

滿洲難局、不可遽拔、曩者、李文忠、抱節以殉于此難。若逝者之所以苦心、不竟至致殃於大鼎、誠泰東之利運矣。

俄欲收滿洲利權、如彼其急切。清苟不自愛其地、設使俄一旦獲之、各國、不必爲深殃焉。但以理勢推之、既不能自守祖廟、而仍保廣土衆民、此非清之所可遂能矣。清果不自能之、則各國競策瓜分、亦豈云其所得免也乎。

且夫所謂瓜分之計者、行之於立談之間、固不爲不難、必也、誘發泰東百年之紛戰、其禍延害生民福祉、不可勝言。

兵亂之虞、不啻一時致人心不安、又痛脅民產、以使長其危惧。商工多

拱手、不敢籌殖富、百業萎縮、不求其所以振起。近者、滬津商務、沈滯稽留、賈家徒退嬰、而不好進圖。蓋恐泰東風雲、朝不測夕、或戰亂將再流其毒也。

方今時、非有一二國、自進擁護大局昌泰、則億萬生靈、將何時安其堵。日英聯盟者、實起于此義奮、務保衛泰東靜寧、以使商工各業咸知其所安、是卽兩國訂盟之主眼矣。

第三章 聯盟何義

夫日英兩國、各守其國、兵力有餘、不須互相聯盟、而今乃相謀、約共同防衛者、誠憂清韓二國、自主或未完爾。

清韓二國、宜各自守其國。苟能自守其國、而無遺憾邪、則英日兩國、亦何好爲分憂於清韓自主之權。惟其不忍坐視友邦之必亡、故特聲明於天下、欲救其傾覆也。

今夫俄法之合縱、德奧意之連衡、皆直懼其敵也。故相盟者、密祕其約、不敢公言其所志。日英同盟者、則不然。普友視萬邦、以先唱其義於同憂、不必敵一邦、以企行其私於怨敵。乃曰、使各國商工皆收平等機會。是豈非其志坦坦、其標榜甚鮮明者乎哉。

二國同義者、冀協力扶掖友邦、以訂聯盟、是素屬於古今未有之異例。況其於外、無所隱蔽、公公然敢宣明其所約於天下也。英之與日、實開一新題目於公法學上焉。

譬如有賊脅民家、而其家無力以防之。隣保懼賊災之及于外、出衛其不自守之家、是其所爲人謀者、果義歟、不義歟。國患之宜代禦、與盜賊之宜防、其理稍相似矣。清韓、於守其國、或未得謂無小憾、英日兩國、乃特誓其代衛、亦惟出於事情不可默視耳。

第四章 英意在何

百年以來、英國、不肯與他國聯盟、常自誇曰、我惟孤立、能有我光榮。孤立爲光榮之大不立顛、不會携手於歐洲同俗之近親、而今忽聯袂於絕東新進之遠朋、其意所賴、蓋如何。

夫以英之強、一結於俄、又黨於德、統合全歐之威力、用之於東邦、則破滅支那四百餘州、蓋易於運掌。然而英不敢爲之者、悟清國存亡、直影響於英民通商之利害也。

庚子匪亂前一年、清國貿易、其進口總價上二億六千餘萬兩、而英貨占其一億九千萬兩、出口一億九千餘萬兩、其屬於英人沾出者、殆居半。若一朝使四百餘州分崩、各國劃地、以迭布其所好稅法、則英民通商之盛、不復得如今日、炳乎其明矣。

英之政策、素置重於商務。苟足以資商務繁榮、政權用于己否、非其所深問。嘎拿大、濱洲、雖謂英之支領、其實、各似獨立民主國、英皇允自治於此二邦、而僅握其主柄者、識通商之利害、不必與政權相輕重也。設使英遽獲沿江大部之地、版圖擴張、於商務、將何增益。徒負半清之名籍、而棄全清之實利、其所得、固不足以償所失。卽知、英人不欲分割華土者、非徒愛華、亦是實其自衛之本道耳。

第五章 日本意在何

小國與大國、相比周、大者享利、超於小者、古今之常例也。日本遺其曠久離群之懲志、而亟締盟於異俗之雄邦、其心所揀、亦果如何。

二千五百有餘年、未曾被外威侵凌。昔者、忽必烈、以席捲九夏八荒之餘勢、一染指於渤海之外、十萬舟師、盡葬於魚腹、而元祚却速其夭折

者、此非海東瀛洲、至今、所以誇其金甌無缺邪。

四十年來、日本、頓悟西邦富強不可侮、而銳意講自新之策。華人、傍觀之、竊嘲笑其浮薄自輕、疎斥之至、往往使違言易生於其間。

清苟能今而有所大顧、則可矣。苟不然、百年必有危愛新覺羅之祀者。不幸而對馬之北、天草之西、封豕長蛇、恣蟠踞于一方、以睥睨所謂金甌無缺之完璧、是豈日人所忍得不畏乎。

甲午戰勝之後、日本甘拋棄其侵地者、以偏重泰東和局也。惟其以重和局之故、自棄之、若有他邦、漫忘其和局、以拾收其土、假令日本不咎之、後世史家、將評之云何。故日本、非富金州一部之地者。滿洲之不能保、俄與日本、皆將不免變操沒義之誹、是特其所爲深惜也。

貽笑於後世、而且戕和平於全局。縱令清自好割滿洲、日本、義當不肯藐視之。

雖然、日本所望者、素在自衛之計。清韓二國、果能永昌榮於泰東、共樂大局平安、則唇之不缺、齒亦不感其寒焉。

第六章 美國何說

日英結盟之効力、得美國暗掖、益實其用。蓋美國、雖不著名於約章、其實、卽盟外之盟者、同好同誼之默契者矣。

何以言之。曩者、此盟將成、美先獎襄之也。

日英兩國、各立憲君治之邦、而其訂盟、雖謂未有之例、亦素國情之所不妨也。獨美國、是合衆民主之邦、其憲法、不許大總統、約戰守於異邦。雖卽不許自求羈束於信約、而日英先唱之旨義、固美之所舉國贊成也。

美民、最重人道、常貴平和與平等、日英兩國、抱泰東平和之鑰、以期

行人道之至公、美民雖不與其約、亦猶與知、竊祈使盟者能有成效之深且切、其情、殆不異於盟者。

且夫美之於東西兩洋、視民人之喜戚、最公平、無所偏私。故盟者、苟守其所守、無敢違乎、美必可推誠以助其正、或一軼其中道乎、美必可極力補其失。又若有一二國、敢蔑此盟、以圖其私利、則百方規諫、遇其專恣者、美亦必不辭其任矣。

所謂盟外之盟者、善意挾扶盟旨之良友也。日英之結約、至他年、藉美以倍其祥光、必大矣。

第七章 各國如何

夫平和者、生民之樂地也。彼好用兵者、不徒害小弱國、又大傷局外諸邦之福利矣。

曩者、結盟告成也、英人自論曰、各國觀此約文、必無一辭以拒非之。予竊謂、各國、豈啻不拒非之哉、必額手以慶之。何則、凡享利於英日先唱者、不特止兩國臣民、各國商工民、亦皆獲平和之護照、足以安營其業也。

英民、敏見商利、不必論之。至如日人、平居未曾熟于商務。如今、捧國以加于唱義之列、而其不能由此自收當收之利權、畧不難豫知。日本、既執其勞、而不多收其利。局外各國、袖手不自勞、而收彼所謂漁夫之利、其額手慶之、不亦宜乎。

第八章 俄人何計

庚子之變、各國合軍、掃燕京擾亂、以救使館之急、使館得救、討伐畢其功、不更須加凌虐於無辜順良也。

北京之陷、俄人、見其秩序未全復、匆忙撤其兵、蓋非不可。至其以護
鐵路爲名、獨送大軍於滿洲、專用武於境上、我不能知其何義。
北強之不易防、自古往往然矣。俄人夙恃其強、腐心圖南、非一日。嘗
施之於歐土、不能自逞、轉意欲更行之於亞陸、偶見其所抱持至堅也。
滿洲利權、其不全歸于俄之有者、僅存一縷命脈焉。日英兩國、欲奮進
拯之、誠善矣。特憾其時稍不早而已。

俄之外交術、奇變縱橫、巧作可乘之機、以弄人之耳目。如今、使清免
其橫壓之道、惟在務不開可乘之釁隙。

第九章 聯盟何効

夫有文事者、必有武備、擁護平和者、亦豫戒於不虞之禍變。

英日美三國、雖謀保衛泰東安全、倘一旦遇有妨此目的者、則當求除其

礙、而妨之者、與匡之者、互執不相下、則亦戰禍、不保不潰發于其間。
謀堅於密守、而不利於洩言。英日美之志、果不見一敵于眼前乎、則其
公公然、宣明其所約於天下、義莫高焉。若有人、苟不喜其高義乎、則
其所宣明於天下者、偶足以促警懼於不喜之心、或使窺圖跋脫之術。

日英兩國、不憚人之警懼企跋脫、而明言其所守、是深賴其聯盟之力耳。
列國均許和局可以保、而清人亦不肯惑亂於外誘挑擾、則四萬萬強振
之道、不憂其難立焉。若不幸而清人輕擾動、或列國至缺好望於大局、
則雖以日英聯盟之効、終不能防東洋大禍亂矣。

頃聞傳者說曰、西藏、新疆、蒙古之諸豪族、既多寄心於俄。而西隴南
粵、民心動輒洶沸、或將貸罅隙於好戰之邦。清若今而不早爲之處、所
謂瓜分之危機、未輒去也。

要之、日英聯盟者、僅救危於一時之醫藥而已。人徒恃藥而不攝護其身、

雖投藥有効于一時、亦恐無如其死滅何。

一八

第十章 清當何爲

日英聯盟、以五年爲其限、而彼此一國、不欲廢之、亦將永久有履行之効。若此五年之間、清能立自強之大謨、以至自禦外侮、則日英必相議棄此盟矣。又若經五年、清尚不能自振、則此盟亦終不遽廢也。

抑此盟之有、以有所缺于清國自營之計也。清苟無所自缺、則進加于同盟之列、合力於日英、共俱保衛泰東全局、固可矣。或不然、明訴于日英好誼、告自衛已全、以求一旦廢此盟、亦不爲難矣。

此盟也、其德於清韓、甚多矣。以清之大、永受其澤、非其所宜甘。若徒甘其澤、而不知所以自奮、他年變勢、列國之所求、不必利于清之社稷。徒安于日英美扶翼、而自忽後圖者、非清之所以酬于友邦好誼也。

第二篇 日英同盟の解(直譯)

著者は、此篇を説述するに、自ら其の日本人たるを忘れたり、身を清人の地に置きて説を立てしなり。此篇は、日人の心を以て之を述べたるにあらず、恰も清人の著に似たり。讀むもの、宜しく此意を以て之を觀るべし。

第一章 日英同盟

西暦千九百二年一月三十日、日本駐英全權公使は、英國外務大臣と、各勅旨を奉じ、日英同盟條約を訂して、互ひに調印し、二月十二日、兩國の政府は、元首の批准を経て、各之を立法議院に示し、各國をして周く其の據る所を知らしめたり。其約文の主旨に曰く。

日本國政府、及び大不立頗國政府は、専ら泰東現今の情勢、暨び大局の安全を維持せんと冀ひ、利害の繋る所、清韓二國をして其主權暨び境域を保たしめ、且つ各國の商工をして平等の機會を該二國に收めしめんと要し、此に因りて盟約を訂すること下列の如し。

第一條

同盟兩國は、互に清韓二國の自主を認む。凡そ迹、侵佔に涉るの趨勢は、稍々存するを容さず。

英國の利害は、専ら清國に懸り、日本は、第だに利害を清國に視るのみならず、其の韓國に於ける、商工と政務とを論するなく、利害の繋る所、尤も重し。故に遇ま他國ありて意、侵佔の形迹を示すか、或は清韓二國の中に、變亂を生出し、上述の利益を擾害するときは、所屬臣民の性命產業を保衛することを求めて、防護の措處を施さレ

るを得ず。此類の干預の如きは、同盟兩國、互に其の當然なるを認む。

第二條

儻し日本、或は英國、其の利益を防護するの要する所、某國に戒嚴あるを致すときは、彼此一國、局外中立の義を守り、且つ應さに力めて其餘の各國が同盟國に敵して戦を助くることを防ぐべし。

第三條

儻し其餘の一國、或は數國あり、敵に與して、戦を助くるときは、同盟兩國は、共同して戦を作し、且つ互に相妥商し、和平の局を結ぶに臻るを期す。

第四條

同盟兩國は、互に相誓約す、彼此妥商するに非れば、他國と別に此

盟旨を礙ぐるの約を訂するを得ず。

二二

第五條

儂し日本、或は英國、意、上述の利益が危險に陥ると謂ふときは、兩國政府は、應さに誠を推して詳悉し、互に相通報すべし。

第六條

此盟約は、調印を經て、直に履行の効あり、調印の日より數へて、五周年を期限とす。但し期限前十二箇月に、彼此一國より廢約の意を告知するに非れば、仍は接續して履行す。爾後、之を廢せんと欲せば、告知の日より數へ、仍一周年にして、而して後に履行の効を失ふ。儂し期の満つるに届りて、偶ま交戦の軍務あるときは、此盟約は、故の如く履行せらるべき、和局の完結に至りて止むなり。

第二章 盟約何の故ぞ

凡そ大局の靜寧を妨ぐるもの、人心、戰を慮るより危きはなく、生民の福利を傷くるもの、世情の泛動より甚しきはなし。

拳匪の災、清國、顏を宇内に喪ふこと極めて慘たり。今は、神京、昌平を粉飾すといへども、水陸の兵備、未だ以て外侮を禦ぐに足らず、安危存亡、偏へに四五強國の意望に懸る。

世界の耳目、復た斯の國の大を知らず、勇者は瓜分を唱へ、仁者は保全を説き、甲是乙非、紛紛たり、囂囂たり。保全を説くもの、必ずしも懦ならず、唯だ割取の其の益なる所にあらざるを悟るのみ。瓜分を唱ふるもの、必ずしも頑ならず、唯だ攝護の終に濟すなきを思ふのみ。瓜分か、保全か、其運命、定まるに易からず、而して中外の視聽、徒

らに其惑を多くす。亡か、存か、治か、亂か、凡そ之を言ふもの、之を聞くものと、皆暗霧の中に迷ふなり。

昨夏、露清密約、忽ち外に洩るゝや、人或は謂ふ、是れ竟に清土瓜分の端なりと。各國、多く禁息凝睇して、露の謀畧の成敗如何を觀望せり。既にして、忠諫の士、奏疏して遼東を捐つるの不可を切論するものあり、日英米三國、亦進んで露の訂約を駁斥し、露をして遂に自ら其約稿を撤せしめたり。是に於て、瓜分の危機、幸に其一時を緩くするを得たり。

満洲の難局、遽かに抜くべからず、曩には、李文忠、節を抱いて此難に殉す、若し逝くものゝ苦心せる所以、竟に殃を大鼎に致すに至らざるときは、誠に泰東の利運なり。

露の満洲の利權を收めんと欲する、彼我が如くに其れ急切なり。清、

苟も自ら其地を愛せず、設し露をして一旦之を獲しむるとも、各國、必ずしも深く嫉むことを爲さじ、但だ、理勢を以て之を推すに、既に自ら祖廟を守ること能はずして、而かも仍ほ廣土衆民を保つことは、此れ清の途に能くすべき所に非ざらん。清、果して自ら之を能くせざるときは、各國競うて瓜分を策せんことも、亦豈に其の免かるゝを得る所と云はん乎。

且つ夫れ所謂瓜分の計なるもの、之を立談の間に行はんこと、固より難からずとせず、必ずや、泰東百年の紛戰を誘發し、其禍、延いて生民の福祉を害すること、言ふに勝ふべからず。

兵亂の虞は、啻に一時人心の不安を致すのみならず、又痛く民產を脅し、其危惧を長からしむ、商工、多く手を拱して、敢て殖富を籌らず、百業萎縮して、其の振起する所以を求めず。近ごろ、上海、天津の商

務も、沈滯稽留して、賈家徒らに退嬰し、進圖を好まず。蓋し泰東の風雲、朝、夕を測らず、或は戰亂、將さに再び其毒を流さんとするを恐るればなり。

今の時に方りて、一二國あり、自ら進んで大局の昌泰を擁護するに非れば、億万の生靈、將た何れの時か其堵に安んせん。日英同盟なるもの、實に此義奮に起り、務めて泰東の靜寧を保衛し、商工各業をして咸な其の安んする所を知らしめんとす、是れ即ち兩國訂盟の主眼たり。

第三章 同盟何の義ぞ

夫れ日英兩國は、各其國を守るに、兵力、餘りあり、互ひに相同盟するを須むず、而かも今乃ち相謀り、共同防衛を約せるものは、誠に清韓二國の自主が未だ完からざるあるを憂ふるのみ。

清韓二國も、宜しく各自ら其國を守るべし。苟も能く自ら其國を守りて、遺憾なからんか、日英兩國も、亦何を好んで、憂を清韓二國自主の權に分たんや。惟だ其れ友邦の必亡を坐視するに忍びず、故に特に天下に聲明して、其傾覆を救はんと欲するなり。

今夫れ露佛の合縱、獨媿伊の連衡、皆直に其敵を懼るゝなり。故に相盟ふもの、密に其約を祕し、敢て其志す所を公言せず。日英同盟は、則ち然らず。普ねく万邦を友視し、其義を同憂に先唱するも、必ずしも、一邦に敵して、其私を怨敵に行ふことを企てす。乃ち曰く、各國の商工をして皆平等の機會を收めしむと、是れ豈に其志坦々、其標榜甚だ鮮明なるものに非らざるか。

二國、義を同じうするもの、協力して友邦を扶掖せんことを冀ひ、以て同盟を訂するは、素より古今未有の異例に屬す。況んや、其の外に

於ける、隠蔽する所なく、公々然、敢て其の約する所を天下に宣明するをや。英の日と、實に一新題目を公法學上に開けり。

譬へば、賊ありて民家を脅かすに、其家、力の以て之を防ぐなきが如し。隣保、賊災の外に及ぶを懼れ、出で、其の自ら守らざるの家を衛る、是れ其の人の爲めに謀る所のもの、果して義か、不義か。國患の宣しく代禦すべき、盜賊の宣しく防ぐべきと、其理稍々相似たり。清韓、其國を守るに於て、或は未だ小憾なしと謂ふを得ず、日英兩國、乃ち特に其代衛を誓ふも、亦唯事情の默視すべからざるに出づるのみ。

第四章 英の意何くに在る

百年以來、英國は、肯て他國と同盟せず、常に自ら誇りて曰く、我れ唯だ孤立、能く我が光榮ありと。

孤立、光榮をなすの大英國、曾て手を歐洲同俗の近親に携へずして、今は忽ち袂を絶東新進の遠朋に聯ぬ。其意の頼む所、蓋し如何。

夫れ英の強きを以てして、一たび露に結び、又は獨に黨して、全歐の威力を統合し、之を東邦に用ふるときは、支那の四百餘州を破滅すること、蓋し運掌よりも易からん。然り而して、英敢て之を爲さるは、清國の存亡、直に英民通商の利害に影響するを悟ればなり。

庚子匪亂の前一年、清國の貿易は、其輸入總額二億六千餘萬兩にして、英の商品、其一億九千萬兩を占め、輸出一億九千餘萬兩にして、其の英人の輸出に屬するもの、殆んど半に居りき。若し一朝、四百餘州をして分崩せしめ、各國、地を割して、迭ひに其の好む所の稅法を布くときは、英民通商の盛なること、復た今日の如くなるを得ざるは、炳乎として其れ明かなり。

英の政策、素と重きを商務に置く。苟も以て商務の繁榮を資くるに足らば、政權已れに用ふると否とは、其の深く問ふ所にあらず。加奈太、濠洲、英の支領と謂ふと雖も、其實、各獨立民主國に似たり。英皇、自治を此二邦に允して、僅かに其主柄を握るもの、通商の利害は、必ずしも政權と相輕重せざるを識ればなり。設ひ英をして遽に沿江大部の地を獲しむるも、版圖の擴張、商務に於て、將た何の増益ぞ。徒に半清の名籍を負うて、全清の實利を棄つれば、其の得る所、固より失ふ所を償ふに足らず。即ち知る、英人の清地を分割せんと欲せざるは、徒らに支那を愛するのみにあらず、亦是れ實に其の自衛の本道のみ。

第五章 日本の意何くに在る

小國、大國と相比周すれば、大なるもの利を享くること、小なるもの

に超ゆるは、古今の常例なり。日本、其曠久離群の仙志を遺てゝ、急に盟を異俗の雄邦に締べるは、其心の揃ぶ所、亦果して如何。

二千五百有餘年、未だ曾て外威の侵凌を被らず。昔しは、忽必烈、九夏八荒を席捲するの餘威を以てして、一たび指を渤海の外に染め、十萬の舟師、盡く魚腹に葬られ、而かも元の祚、却て其夭折を速かにしたるもの、此れ海東の瀛洲、今に至るまで、其金甌無缺を誇る所以にあらざるか。

四十年來、日本は、頓に西邦の富強、侮るべからざるを悟り、銳意、自新の策を講じたり。清人、傍より之を觀て、窺かに其の浮薄自ら輕んずるを嘲笑し、疎斥の至りは、往々、違言をして其間に生し易からしめぬ。

清、苟も能く今にして大顧する所あらば、則ち可なり。苟も然らざる

ときは、百年、必ず愛新覺羅の祀を危くするものあらん。不幸にして、對馬の北、天草の西、封豕長蛇、恣まゝに一方に蟠踞して、所謂金甌無缺の完璧を睥睨せば、是れ豈に日人の忍んで畏れざるを得る所ならん乎。

甲午、戰勝つの後、日本、甘んじて其侵地を抛棄したるは、偏に奉東の和局を重んじたるを以てなり。惟其れ和局を重んずるの故を以て、自ら之を棄てたり、若し他邦あり、漫に其和局を忘れ、其土を拾收せば、タトヒ日本之を咎めざるも、後世の史家、將さに之を評して何とか云はん。故に、日本、金州一部の地を富めりとするものにあらず。滿洲の能く保たれざる、露と日本と、皆將さに變操沒義の誹を免れざらんとす、是れ特に其の深く惜むことを爲す所なり。

笑を後世に貽して、且つ和平を全局に傷ふ。タトヒ清自ら好んで滿洲

を割くとも、日本、義として當さに之を藐視せざるべし。

然りと雖も、日本の望む所のものは、素より自衛の計に在り。清韓二國、果して能く永く泰東に昌榮し、共に大局の平安を樂むときは、唇の缺けざる、齒も亦其の寒きを感じず。

第六章 米國何の說ぞ

日英結盟の効力は、米國の暗掖を得て、益々其用を實にす。蓋し米國は、名を約章に著さゞれども、其實、盟外の盟者、同好同誼の默契者たり。

何を以て之を言ふ。曩には、此盟の將に成らんとするや、米國先づ之を贊奨したればなり。

日英兩國は、各立憲君治の邦にして、其の盟を訂するは、未有の例と

謂ふといへども、亦素より國情の妨げざる所なり。獨り米國は、合衆民主の邦にして、其憲法は、大統領の戰守を他邦に約することを許さず。即ち自ら羈束を信約に求むることを許さずと雖も、而かも日英先唱の主義は、固より米の舉國賛成する所なり。

米人、最も人道を重んじ、常に平和と平等とを貴ぶ。日英兩國、泰東平和の倫を抱いて、人道の至公を行はんことを期す、米人、其約に與らずと雖も、亦猶ほ與り知れるが如し、窃に盟者をして能く成效ありしめんと祈るの深く且つ切なる、其情、殆んど盟者に異ならず。

且夫れ米の東西兩洋に於ける、民人の喜戚を視ること、最も公平にして、偏私する所なし、故に盟者、苟も其の守る所を守りて、敢て遠ふことなからん乎、米、必ず誠を推して其正を助くべし、或は一たび其中道を転ぎん乎、米、必ず極力、其失を補ふべし。又若し一二國あり、

敢て此盟を蔑にして、其私利を圖るときは、百方規諫して、其専恣を遏めんもの、米、亦必ず其任を辭せざらん。

所謂盟外の盟者、善意、盟旨を挾扶するの良友たり。日英の結約、他年に至り、米に因りて其祥光を倍すこと、必ず大ならん。

第七章 各國如何

夫れ平和は、生民の樂地たり。彼の用兵を好むものは、徒に小弱國を害するのみならず、又大に局外諸邦の福利を傷はん。

義には、結盟の成るを告ぐるや、英人自ら論じて曰く、各國、此約文を見れば、必ず一辭の以て之を拒非するなからんと。

予は窺かに謂へらく、各國、豈に啻に之を拒非せざるのみならんや、必ず額手して之を慶せん。何となれば、凡そ利を日英の先唱に享くる

もの、徒に兩國の臣民のみに止まらず、各國商工の民も、亦皆平和の護照を獲、安んじて其業を營むに足ればなり。

英民の商利を見るに敏なることは、必ずしも之を論せず。日本人の如きに至りては、平居、未だ曾て商務に熟せず。如今、國を捧げて唱義の列に加はるも、其の此に由りて當さに收むべきの利權をも收むること能はざるは、略ば豫知し難からず。日本、既に其勞を執りて、多く其利を收めず。局外の各國、袖手自ら勞せずして、かの所謂漁夫の利を收む、其の手を額にして之を慶するも、亦宜ならずや。

第八章 露人何の計ぞ

庚子の變、各國、軍を合せて、燕京の擾亂を掃ひ、公使館の急を救ふ、公使館、救を得て、討伐其功を畢へたれば、更に凌虐を無辜の順良に

加ふることを須るざりしなり。

北京の陥るや、露人、其の秩序の未だ全く復せざるを見ながら、匆忙として其兵を撤したるは、蓋し不可に非す。其の鐵路を護るを以て名どなし、獨り大軍を満洲に送りて、専ら武を境上に用ひたるは、我れ其の何の義たるを知る能はず。

北強の防ぎ易からざるは、古より往々にして然り。露人夙に其強を恃み、腐心して南を圖るは、一日に非らず。嘗て之を歐土に施して、自ら逞うする能はず、意を轉じて更に之を亞陸に行はんと欲す、偶ま其の抱持する所の至りて堅きを見るなり。

滿洲の利權、其の全く露の有に歸せざるもの、僅に一縷の命脈を存す。日英兩國、奮進して之を拯はんと欲するは、誠に善し。特に其時の稍々早からざりしを憾むのみ。

露の外交術は、奇變縱横、巧みに乘すべきの機を作りて、人の耳目を弄ぶ。如今、清をして其横壓を免れしむるの道、惟務めて乗すべきの釁隙を開かざるに在り。

第九章 同盟何の効ぞ

夫れ文事あるものは、必ず武備あり。平和を擁護するものは、亦豫め不虞の禍變に戒む。

日英米三國、泰東の安全を保衛せんと謀るといへども、倘し一旦此目的を妨ぐるものあるときは、當さに其礙を除かんことを求むべし、而して之を妨ぐるもの、之を匡すものと、互ひに執りて相下らざるときは、亦戰禍、其間に潰發せざるを保せず。

謀は密守に堅くして、洩言に利ならず。日英米の志、果して一敵をも

眼前に見ざらん乎、其の公々然、其の約する所を天下に宣明するは、義、これより高きはなし。若し人あり、苟も其高義を喜ばざらん乎、其の天下に宣明するもの、偶ま警懼を喜ばざるの心に促し、或は窃に跋脱の術を圖らしめん。

日英兩國、人の警懼して跋脱を企つるを憚らず、而して其の守る所を明言す、是れ深く其同盟の力を頼むのみ。

列國均しく和局の保つに足るべきを許し、清人も亦肯て外誘挑擾に惑亂せざるときは、四億民強振の道、其立ち難きを憂ひず。若し不幸にして、清人輕々しく擾動し、或は列國、好望を大局に缺くに至らば、日英同盟の効を以てすと雖も、終に東洋の大禍亂を防ぐこと能はざらん。

頃ろ傳ふるものゝ說を聞くに曰く、西藏、新疆、蒙古の諸豪族、既に

多く心を露に寄すと。而して西隴南粵、民心動もすれば輒ち洶沸し、或は將さに罅隙を好戦の國に貸さんとす。清、若し今にして早く之が處を爲さざることは、所謂瓜分の危機、未だ輒ち去らざるなり。

之を要するに、日英同盟は、僅かに危きを一時に救ふの醫藥のみ。人徒らに薬を持んで、其身を攝護せざることは、投薬、一時に効ありと雖も、亦恐らくは其の死滅を如何ともするなし。

第十章 清當さに何をか爲すべき

日英同盟は、五年を以て其期限となし、彼此一國、之を廢せんと欲せざるときは、亦將さに永久、履行の効あらんとす。若し此五年の間に清能く自強の大謨を立て、自ら外侮を禦ぐに至らば、日英は必ず相議して此盟を棄てん、又若し五年を経るも、清尙ほ自ら振ふこと能はざ。

るときは、此盟も亦終に遽かに廢せざらん。

抑も此盟の有るは、清國自營の計に缺くる所あるを以てなり。清、苟も自ら缺くる所なれば、進んで同盟の列に加はり、力を日英に合せて、共に俱に泰東の全局を保衛するも、固より可なり。或は然らざるも、明かに日英の好誼に訴へ、自衛の已に全きを告げ、一旦此盟を廢することを求むるも、亦難しこなさず。

此盟たるや、其の清韓に徳するや、甚だ多し。清の大を以てして、永く其澤を受くるは、其の宜しく甘んすべき所にあらず。若し徒に其澤に甘んじて、自ら奮ふ所以を知らざることは、他年の變勢、列國の求むる所、必ずしも清の社稷に利ならざらん。

徒らに日英米の扶翼に安んじて、自ら後圖を忽かせにするは、清の友邦の好誼に酬ゆる所以に非らざるなり。

結論

支那は、ヨモヤ、忘れもせざるべし、日英同盟の未だ生成せざるに先ちては、歐米人の間に、支那分割論の盛んに流行したりしを。何時の程にか、一二強國の隱然たる野心の外に、かの囂々たる分割論をば、殆んど全く屏息し去らしめ、兎にも角にも支那をして自ら支那の地を管理するに、何等の危惧をも感せざるを得るに至らしめたるは、果して誰れの力ぞや。今や、支那は、其政府の有力無力に拘らずして、略ぼ政治の上に於ける列國の観覧を免がれたり。領土の保全は、漸く確實性を取らんと傾きつゝあり。無政府の状態、政府の無力も、保全の主義に對しては、何等の危険を來すの虞なからんとするに似たり。茲に遺憾なるは、かの外力によるの分割をば、略ぼ免れ得たるの支那が、

尙ほ深く自ら覺らすして、比年、其の内情に基くの分裂をこれ競ひ、それが爲め、斷えず、其生民を苦惱せしめつゝあること、是れなり。次に、かの空論を恣まゝにするもの、動もすれば、朝鮮王室の隠退を視て、疑心暗鬼、日本の支那に對するの野心を云々するが如き、實に要なき恐怖心と謂ふべし。抑も朝鮮半島の福利を日本の全責任に歸せしめたるは、たゞく他の間断なき観覧を堅く禁めんとの必要に出でしのみ。僅かに露の観覧を免がれ得たるも、更に第二の露、第三の観覧者等に因りて、何時までも、日本國防の安泰を擾害せられんことは、我等、二回の大戦に莫大の犠牲を拂ひたる日本の立場として、是等の犠牲を吊悼するが爲めにも、殆んど忍ぶ能はざる所なればなり。現在、支那の日本に於ける、果して此に類するの事情あるか。苟も其情を異にするの明かなるを知らば、此れを以てして漫に日本の野心を云々す

るの謂れなきを覺るべし。元來、支那の領土保全、機會均等、門戸開放は、日英同盟の主たる目的にてありき。今此同盟の廢棄は、多分、米人の希望の如くなるに至るべきも、退いて顧みるに、支那自ら能く其保全の實を擧ぐるに足るべき眞の勢力なきときは、サテ、廢棄の曉、其後の方略を如何にせんとするか。今の米國を後見としての領土保全は實際、東洋の迷惑たり。支那の領土保全に關し、其憂を憂ふるものをして、區々其方向を二三にせしむるは、寧ろ支那自體の危険と知らずや。

全體、支那人の心理は、恰も頑童の心に似たり。其の兄哥株を慕ふに方りてや、常に其の虐たげを苦痛と知りつゝも、尙ほ切に其跡を趁ふの風あり。初め露國の強威に凭らんとして、失敗し、其惡縁の全く切るゝを待ちて、獨逸の袖に縋り、獨逸敗れて、更に米國の裳裾に走る。

惡縁又惡縁を曳き、徒に紛擾の緒を更へて、暗に友邦を脅威するの愚を悟らず。寧ろ虛怯の負惜しみと稱すべきか。支那は、人情と風俗に關して、南北相融合するに難きものあり。清朝、其威信を地に墜して自ら守る能はず、遂に革命を生じ、王政滅びて共和となり、南北相争、うて、久しく統合する能はず。幸にして、既に露獨の恐るべきを見ざるの今日、明かに日英同盟の必要を感じざるが如しと雖も、茲に日本と米國との交誼は、復た舊の如くならず。米人の支那に於ける、近年、商略的の羽翼を伸さんとするの熱烈なる、往々、日本の利害を無視するの嫌あり。其間、彼れの日本人に對する態度の悪化は、全く形勢の激變を洞察せざるの罪に坐す。米の日本を疑ふ、其の之をして疑はしめたるの過もなきにあらずと雖も、而かも、之を疑ふの罪は、更に大なり。支那にして、此二國の間に介し、嚴正に公明なる態度を失は

ざる限り、日英同盟の廢棄も、殆んどかの領土保全の大道に支障なるべしと雖も、専ら甲に偏して乙を疎するの跡あるが如くんば、他日、支那の自體に禍せんもの、必ず此同盟廢棄の機に乗じて胚胎し来るべきを知らん。茲に一言を記して、更に將來を卜すと云爾。

附 錄

此附錄は「當面の太平洋問題」に屬すべきものであるが、印刷製本の都合で、姑らく、此篇の末尾に綴つて置く。

其後の形勢

金 城 子 述

正式の招待

米國大統領の正式招待狀は、八月十三日の日附で送り越されたが、勿論、辭令の巧麗はあるう、底意は、どうも、疑ふではないが、日本の八方塞がりを其俎上のお慰とするの企てらしく讀める。あのやうの目的のみなら、ナゼ、日本との直接交渉に止めなかつたか。佛や、伊までも、招待するの必要が、何處に在るのか。

陸軍の制限

海軍の問題が、一位を占めるにし、他の軍備も、除外はしないに、如何に外交の辭令とするも、頗る曖昧でないか、陸軍、空軍の制限も、會議の目的だといふなら、其の原則を定むべき取題の範圍は、極東に限るまい、ナゼ、獨逸も、露西亞も、南米の諸國も、皆招待して、一層汎い問題を議するの方針に出なかつたのか。

新式の武器

戦闘の新式手段の使用を、人道の爲め、適當に抑制すると、善いかな、此一句。併し、人道といへる一語に就きて、米國の考慮すべきは、此事に限らないではないか。我等は、米國が、人道に關して、一層廣く、忠實に、大局に注目するの必要を推奨するものである。

討議の範囲

極東に關する討議の範圍を定めようと試みるのは、米國の目的とする所でないと、成程、米國は、極東に於ける日本現時の位地を、飽くまで、押し下げ、押し潰さうとするの希望でもあらう。米國の資本主義に取りては、至極便利ぢやらうが、日本から言へば、死活の問題である。

鐵道の管理

東支、南滿、山東、雲南の諸鐵道を、國際管理の下に、支那の國有に移してやらうと、成程、米國の爲めにも、至極の妙案、支那も定めて喜ぶであらう。此筆法を以てするなら、米國も、世界の爲め、巴奈馬の運河を、全然解放しては、どうだ。

日本が、朝鮮を併合したのは、悪いと、こんな問題までも、今更、議に上さうとするのは、甚しい米國の偏見といふものだ。全體、布哇の併合は、どうしたのだ。同じく、太平洋の問題だから、これも、一緒に、上議するといふのか。

列國の協調

英國は、日本と提携するの友誼上、當然なると知ると同時に、米國と妥協するの國策上、有利なるをも覺つて居る、少くとも、加奈陀や、濠洲に對するの政策として、窺に之を考へようと傾いて居る。佛國は、其の傳統的の習慣として、英國に對するよりも、米國に對する方が、親しい間柄である。元來、極東問題に關して、佛と伊とは、直接利害

を感じるの痛切ならざる所もあらう。評議の成行に依りては、何れにも賛成するであらう。米國は、其間の心理情勢を利用して、日本を孤立の地に陥さうといふのである。然れば、此際、國際聯盟の内部に在りて、英と佛との反目を、雲煙過眼視するは、日本の爲め、取らざる所である。かの波蘭問題に關しても、日本は飽くまで、公平且つ親切なる態度を以て、仲裁の勞を執るべきである。英、佛、伊の協調を損することなく、其の結合を堅くするのは、聯盟の價値を全うするのに於ても、當然且つ必要である。茲に、我等は、石井菊次郎君の誠意ある努力を要望し置きたいと思ふのである。

三種の外交

英國の外交術

能く論すべきを論じ、譲るべきを譲るの妙用はあらんも、一たび危うかるべき争點に逢着するに及んでは、巧みに之を他國と他國との折衝に轉嫁し、其間、自ら漁夫の利を占めんとするは、英國外交の祕術なり。是れ友邦としては、常に全幅の信義を傾け得べき所にもあらず。

米國の外交術

富の貧に對するが如く、思ふとして言はざるなく、大の小に對するが如く、欲して求めざるなし、唯だ其の自ら正義とする所の正義たるを知りて、一切、他の正義には耳を貸さず。是れ友邦として、之に親交するものののみ斷えず片務の過重を憾とすべき部類に屬す。

日本今後の外交

惟だ人道と正義の上に立ちて、忠實と徹底とを旨とすべし。小は譲るべし、大は貸すべからず。理に合するは同意すべく、道に背くは排斥すべし。眞に國際的道義の重心たらんこそ、是れ世界の日本に要する所たり。

三大論點

聯盟の擁護

國際聯盟條約は、少くも、三大國の批准に依り、成立すべしとは、當初、米國の發議たらざりしか。既に儼然成立せる聯盟に向て、鼎の輕

重を問ひ、強ひて紛更を試みるは、正義の容るゝ所にあらず。

國際の對等

米國は、決して、日本に對する勝利者にあらず。國際の上に於ける、日米二國は、固より對等の位地に在り。議題を選定するに、對等の位地を無視し、強ひて極東の體面と利益とを傷けんとするは、國際道義の許す所にあらず。

人種の平等

太平洋の極東方面に於て、機會均等の推奨せらるべきと同時に、民族自主の義も亦扶立せられざるべからず。太平洋の加州方面に於ても、言論自由の縱るさるべきと同時に、人種無差別の理も亦認められざるべからず。日本民族は、米人に比して、不平等の地に立つべきものと

誤信すべからず。

米の一隻眼

協商要不要

英は日英米の三國の同盟を希望し、米は三國の協商を不要として峻拒す。此れ米の一隻眼。

調和能不能

世界は現に國際聯盟の成立を以て平和の保證と認めつゝあるに、獨り米は別に平和の原則の樹立せられんことを求むるなりと號す。此れ亦米の一隻眼。

範圍定不定

日本は議題の範圍を豫め確定し置かんと希望し、米は飽くまで豫定の要なしと拒絕す。此れ亦米の一隻眼。

脅威撤不撤

米は自ら布哇、グワム、比律賓の兵備が明かに日本に對するの脅威たるを知りながら、蕞爾たる無警備のヤツブ島が日本の委任統治に屬するを視て、イカにも米に對するの脅威なるが如くに論争す。此れも亦米の一隻眼か。

變說信不信

元來、米は發明保護の見地より、新式武器の使用の禁止に反対し來り

たる歴史もあるに、今は其使用の制限を協定するの當然を主張す。此れ亦米の一隻眼。

疑心當不當

太平洋の水面には、馬賊の横行もなきに、自ら好んで軍事的司配を行ひつゝある傍、滿洲に於ける特殊の利害を認めながら、秩序維持の防衛を視て、軍事的の野心なりと、米は疑ふ。此れも亦米の一隻眼と申すべきか。

武力利不利

米は巴奈馬とコスタリカの國境に關する繫争問題を裁理するの必要として、八月十八日、海兵を運河地帶へ派遣せり。絶對に武力干涉を不可と主張する米の政策は、常に此の通りなり。偉なる哉、米の一隻眼。

排貨好不好

何かといへば、排貨を奥の手とする支那の學生は、米の尤も同情を表する所、此れ即ち米の正義なり。鉅なる哉、米の一隻眼。

米の大方針

油田の獨占

米國は、墨其西に於けるが如くに、メソボタミヤ等に於ても豊富なる石油坑を盡く獨占しやうとて、種々の祕策を運らしながら、極東に於て、堅く日本の手を縛り上げ、將來、その鐵と石油と綿との供給に事を缺かしめやうとの大目的、米國のみが何時でも己が武裝の翼を張り得

るの地盤を堅め置いて、そして、全く日本の爪牙を斷つてしまいたいといふのである。誠に安全此上もなき政策である。

單獨の媾和

軍備制限會議に關して既に四國の回答を受けた、此機を利して、米國は、八月二十五日、獨逸との間に、單獨媾和條約の調印を了した。これも、米國に取りて都合のよい箇條のみを規定してある。米國は、獨りで、獨逸と戦つたと思ふて居るのであらう。獨りで戦つて獨りで和するといふなら、米國の掛引も、何かの牽制となるであらう。其處に、大なる争點もあらう。

大なる疑問

曩に獨逸に勝つたのは、全く同盟の力で、獨逸が其領土權の一部を戰勝者に譲つたのは、一團としての同盟諸國に譲つたのである。既に一旦同盟に譲り置きながら更に單獨の米國へも再び譲るといふの權能は、今猶ほ獨逸に殘つて居るのであらうか。米國は、歐洲に對する債權者とはいひながら、巴里條約の權利のみを收めて、一切の義務を免れやうとするのは、餘り蟲のよい企てではないか。

■盈進叢書刊行廣告■

佐藤海軍中將閣下講述

世界に於ける 日本國民性の本領

西 金城先生著

當面の太平洋問題 一名 和戰同衡論

二十年前回顧 一名 日英同盟の効力

發行

賣

京都 市上京區
岡崎 東福ノ川町
京都 市上京區
寺町通二條南入

京都中學校
松田尙友堂

六〇

大なる疑問

曩に獨逸に勝つたのは、全く同盟の力で、獨逸が其領土權の一部を戰勝者に譲つたのは、一團としての同盟諸國に譲つたのである。既に一旦同盟に譲り置きながら更に單獨の米國へも再び譲るといふの權能は、今猶ほ獨逸に殘つて居るのであらうか。米國は、歐洲に對する債權者とはいひながら、巴里條約の權利のみを收めて、一切の義務を免れやうとするのは、餘り蟲のよい企てではないか。

〔盈進叢書刊行廣告〕

佐藤海軍中將閣下講述

世界に於ける 日本國民性の本領

西 金城先生著

當面の太平洋問題 一名 和戰同衡論

西 金城先生著

一十年前の回顧 一名 日英同盟の効力

發 行

京都 岡崎東福ノ川町
市上京區
寺町通二條南入
松田尙友堂

生徒募集

京都市上京區
岡崎東福ノ川町

京都中學校

幼年保護の設備あり

第一學年の入學は最幼年者を歡迎す

大正十年九月五日印刷
大正十年九月十二日發行

正價金四十錢

著作者 西 師 意

發行者 京都中學校

京都市上京區下立賣通小川東入
西大路町第十番戸

印刷者 中 西 勝 太 郎

京都市上京區下立賣通小川東入
西大路町第十番戸

印刷者 中西印刷合名會社

京都市寺町通二條南入

大賣捌 松田尙友堂

生徒募集

京都市上京區
岡崎東福ノ川町

京都中學校

幼年保護の設備あり

第一學年の入學は最幼年者を歡迎す

大正十年九月五日印刷
大正十年九月十二日發行

正價 金四十錢

著作者 西 師 意

發行者 京都中學校

京都市上京區岡崎東福ノ川町

發行者 京都中學校

京都市上京區下立賣通小川東入
西大路町第十番戸

印刷者 中 西 勝 太 郎

京都市上京區下立賣通小川東入
西大路町第十番戸

印刷者 中西印刷合名會社

京都市寺町通二條南入

大賣捌 松田尙友堂

幼年保護の設備あり

生徒募集

京都市上京區
岡崎東福ノ川町

京都中學校

第一學年の入學は最幼年者を歓迎す

大正十年九月五日印刷
一月十二日發行

正價金四十錢

師意

岡崎東福ノ川町

尔都中學校

下立賣通小川東入

中西勝太郎

區下立賣通小川東入

二十番戸

第五〇行
第七〇頁

正誤

誤

第四行最下の句點は第三行最下に在る
を至當です

大賣捌
松田尙友堂

町通二條南入

中西印刷合名會社



終

